

高知県立図書館バス広告掲出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県立図書館自動車文庫用マイクロバス（以下「図書館バス」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲出することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館バスへの広告掲出は、民間企業等との協働により、高知県立図書館（以下「図書館」という。）障がい者サービスの充実、向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 県有財産のうち広告募集を行う図書館バスをいう。

(2) 広告掲出 広告媒体に民間企業等の広告を表示又は掲載することをいう。

(広告の基本的な考え方)

第4条 掲出する広告は、社会的に信用度が高く、公序良俗や県民福祉の理念に沿うものであり、県民に不利益を与えない中立性のあるものとし、併せて広告の表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つるものとする。

(広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲出しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性若しくは宗教性のあるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 社会問題についての主義主張に当たるもの

(5) 個人又は法人の名刺広告

(6) 当該広告の内容について、県が推奨しているかのような誤解を招くおそれがあるもの

(7) 美観風致を害するもの又はそのおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他、図書館バスに掲出する広告として不適当であると図書館長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、図書館バスに掲出できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、高知県ホームページ等を通じて公募により行うものとする。

(広告掲出の申込み)

第7条 広告掲出の申込みは、別記様式により行うものとする。

(広告掲出可否の審査及び決定)

第8条 広告掲出の申込みがあったときは、広告内容等について審査し、広告掲出の可否について決定する。ただし、当該申込みをしたものが、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

2 広告掲出の可否の決定を行った場合は、その結果を速やかに申込者に連絡しなければならない。

3 申込者が多数の場合は、広告掲出料の高いものを優先する。なお、同順位のものがあった場合は、くじにより決定する。

(広告の掲出方法)

第9条 広告の掲出方法は、フィルムシート貼付による車体広告とし、車体塗装は行わないも

のとする。

(広告掲出箇所、広告掲出面積、広告掲出料等)

第10条 広告掲出箇所、広告掲出面積、広告掲出料は別表第2のとおりとする。

2 広告主は、図書館が指定する期日までに広告掲出料を納入しなければならない。

3 納付済みの広告掲出料は、返還しないものとする。ただし、図書館の都合や責任により掲出ができなくなったときはこの限りではない。

4 前項ただし書の規定により返還する場合は月割りとし、広告掲出期間に1か月未満の端数があるときは、その月は広告掲出期間に含めないものとする。

(広告の掲出期間)

第11条 広告の掲出期間は、原則として1年間とする。ただし、広告主が希望する場合は1か月単位でも認めるものとする。

(広告の作成)

第12条 広告の作成は、広告主の責任及び負担で行うものとする。

(広告の掲出及び撤去等)

第13条 図書館バスへの広告掲出及び撤去作業は、広告主の責任及び負担において行うものとする。

2 広告掲出作業及び撤去の日程は、図書館と広告主で協議して決定するものとする。

3 車体貼付後の広告に車両の事故に伴う毀損が生じた場合は、図書館が修復を行うものとし、色あせなど経年劣化に起因するものは、修復の対象とはしないものとする。

4 広告の撤去により、車体または塗装に毀損が生じた場合は、広告主が現状回復しなければならない。

(広告内容等の修正)

第14条 図書館は、広告の内容、デザイン等が各種法令基準等に違反し、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主に対してその内容等の修正を求めることができる。

2 前項の内容修正に伴う費用は、広告主の負担とする。

(広告内容等の変更)

第15条 広告主は、広告の内容等を変更しようとするときは、変更の2週間前までに図書館に申し出で、協議するものとする。

(広告掲出承諾の取消し)

第16条 図書館は、次の各号に該当するときは、広告掲出の承諾を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告物の掲出がされなかつたとき。

(3) 第14条の規定による広告内容等の修正を広告主が行わないとき。

(4) 広告の内容等が、各種法令基準等に違反し、あるいはそのおそれがあるときで、第15条の規定によっても解消できないとき。

(5) 広告主が、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。

(6) その他、広告掲出を継続することが適切でないと判断したとき。

(広告掲出の取下げ)

第17条 広告主は、自己の都合により広告掲出を取り下げることができる。

2 前項の取り下げは、書面により申し出なければならない。

3 第1項の規程により広告掲出を取り下げた場合は、納付済みの広告掲出料は返還しない。

(事故責任)

第18条 広告に起因する事故の補償に関しては、次に定めるとおりとする。

(1) 当該事故が図書館に起因するときは、図書館が補償する。

(2) 当該事故が図書館に起因しないときは、広告主と協議する。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、図書館バスへの広告掲出について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月21日から施行する。

この要綱は、平成24年1月17日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定による申し込みは、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第8条、第16条関係)

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第2 (第10条関係)

車種	広告掲出箇所	広告掲出面積 (m ²) (縦×横 (cm))	広告掲出料 (円)
高知県立図書館バス トヨタコースター (マイクロバス)	左側面	2. 304 (48×480)	年額 82,500 月額 6,875
	右側面	2. 304 (48×480)	年額 82,500 月額 6,875
	後面	0. 615 (41×150)	年額 30,552 月額 2,546
	上記3面	5. 223 (上記のとおり)	年額 195,552 月額 16,296

広告掲出箇所は、車両の左右両側面と車両後面の3面です。

車両の左側面には引き戸式の扉があります。また、扉の取っ手部分とフックがあり、広告物で塞ぐことはできませんので、一部加工が必要です。車両の右側面は、フィルムシートを貼ることに支障はありません。後面にはトランク部分があるため一部加工が必要です。